

# ごみ袋有料化制度

## ごみ袋有料化制度とは

- ◆ごみ袋有料化制度とは、指定ごみ袋を購入することで、ごみ搬出量に応じてごみ処理経費の一部を市民の皆さんに負担して頂く制度です。
- ◆費用負担が発生することで、ごみの発生抑制や分別の徹底などごみに対する意識が高まり、「ごみ減量と資源化の推進」が期待されます。
- ◆ごみ袋有料化制度の対象は、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の2種類です。

## 「指定ごみ袋」について

### 「燃やすごみ」用(ピンク)



サイズ	金額(*)
10ℓ	100円
20ℓ	200円
30ℓ	300円
40ℓ	400円

### 「燃えないごみ」用(黄色)



サイズ	金額(*)
10ℓ	100円
20ℓ	200円
40ℓ	400円

※金額は、10枚入りの金額です。

※中津市指定ごみ袋は、植物由来の原料で作られた「バイオマスプラスチック」を使用しています。

## ごみの出し方について

ごみの種類	ごみの出し方(ごみ袋)
燃やすごみ	指定ごみ袋
燃えないごみ	
びん・缶	無色透明袋 (45ℓ以内)
ペットボトル	
資源プラ	
有害ごみ	無色透明袋
古紙・古布・雑がみ	

※中津市クリーンプラザへの持込みごみの場合は、指定ごみ袋を使用する必要はありません。

### 指定ごみ袋を使用せず出せるもの

紙おむつ

ストーマ用器具

腹膜透析液の空袋

小枝・草・花・落ち葉

ボランティア  
清掃ごみ



それぞれの品目ごとに45ℓ以下の無色透明袋に入れ、燃やすごみの日に集積所へ出してください。  
※品目以外のごみを一緒に入れないでください。  
※集積所に一度に出せるのは、3袋までです。

「中津市きれまち隊(要登録)」の専用袋、または、地域清掃用に自治委員に配布するごみ袋を使用して集積所に出してください。